

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和2年11月16日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>古民家事業見直しの進捗状況について</p> <p>令和2年9月定例会で古民家事業の質問を行った。「紆余曲折している古民家事業は監査委員の決算審査意見書の一旦白紙に戻して検討することが重要と考える」という指摘の問いに対して答弁は「事業を凍結するという理解である」というものであり、また専門家の意見も踏まえて今後どのようにするのか再検討するということであった。見直しの進捗状況はどのようなか伺う。</p>	
2	<p>卯塚墓園について</p> <p>卯塚墓園は「長久手市卯塚墓園（略称：市営墓地）」と「公益財団法人卯塚緑地公園協会（略称：協会墓地）」の2団体が管理している墓地の総称である。管理棟は1棟で共用である。2墓地はそれぞれ沿革が異なるが同一のエリアにあるため運営上の分かりにくさを市民から指摘されているので以下伺う。</p> <p>(1) 市の卯塚墓園事業特別会計から市営墓地管理費という名目で協会墓地会計に平成27年度は100万円、平成28年度から600万円支出している。一人分の人件費と聞いているが何のための人件費か。</p>	

	<p>(2) 管理料について、市営墓地の内芝生墓所（墓石付き）は8千円／年で平成27年から募集を開始し樹木型合葬式墓所は無料である。一方で協会墓地の沿革は昭和50年代と、今から40年以上前に始められた土地区画整理組合事業時に、市内に点在している野墓地をこの地に集約して財団法人卯塚緑地公園協会が管理運営してきた。当初は永代使用料と永代管理費が申込み時に一括して納められており管理費は毎年支払うことはなかったが、把握している限り平成9年以降に永代使用者となった人は永代使用料を一括で納め、管理費は毎年3千円納めることになっている。</p> <p>協会墓地は墓碑がないため永代使用者が建てることになるので「墓じまい」をして安価な市営墓地を検討する市民もいる。また現在公益財団法人化され理事に市の職員も就任しているため管理運営が分かりづらい面があるが市はこの現状をどのように見ているのか伺う。</p>	
3	<p>N-バス（コミュニティバス）の値上げについて</p> <p>(1) 市はN-バスの65歳以上の利用者運賃を来年4月1日から値上げすると公表した。道路運送法に基づき設置されている地域公共交通会議の協議だけで値上げできる根拠はなにか伺う。</p> <p>(2) N-バスの運営主体はどこか。</p> <p>(3) 自治体が住民から税や使用料などの「お金」を徴収する時は条例に基づかなければ徴収できない。N-バス条例を設置して議会にはからないで運賃を値上げできるのはなぜか伺う。</p> <p>(4) 値上げによる増収見込み額はいくらか。</p>	
4	<p>福祉の家の敷地内にある「この先一旦停止！」という看板について</p> <p>大小、筆書きと数種類の一時停止取締中という看板が10月6日から福祉の家の敷地内に設置されている。この中で、毛筆で書かれた「今もやってるぞ！この先でパトカー待機つかまるぞ！」という白い大きな看板について市民の方から品がなくて恥ずかしいという苦情が寄せられている。この看板を市が設置したいきさつと、品がないという意見についてどのように思っているのか伺う。</p>	